

◎特別障害者手当 障害程度認定基準（音声又は言語機能の障害）

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行																																												
<p>特別障害者手当 障害程度認定基準</p> <p>第三 特別障害者手当の個別基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 令第1条第2項第2号に該当する障害 令第1条第2項第2号に該当する障害の程度とは、次のいずれかに該当するものとする。 (1) 令別表第2第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの</p> <table border="1" data-bbox="97 757 772 1469"> <tr><td>1</td><td>両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの</td></tr> <tr><td>2</td><td>両耳の聴覚レベルが 90 デシベル以上のもの</td></tr> <tr><td>3</td><td>平衡機能に極めて著しい障害を有するもの</td></tr> <tr><td>4</td><td>そしゃく機能を失ったもの</td></tr> <tr><td>5</td><td>音声又は言語機能を失ったもの</td></tr> <tr><td>6</td><td>両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</td></tr> <tr><td>7</td><td>1 上肢の機能に著しい障害を有するもの又は 1 上肢のすべての指を欠くもの若しくは 1 上肢のすべての指の機能を全廃したもの</td></tr> <tr><td>8</td><td>1 下肢の機能を全廃したもの又は 1 下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの</td></tr> <tr><td>9</td><td>体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</td></tr> <tr><td>10</td><td>前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</td></tr> <tr><td>11</td><td>精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</td></tr> </table> <p>前記の各号に該当する障害は、次によるものとする。 ア～エ (略) オ 第5号について (ア) <u>音声又は言語機能の障害とは、発音に関わる機能又は音声言語の理解と表出に関わる機能の障害をい、構音障害又は音声障害、失語症及び聴覚障害による障害が含まれる。</u> ⑦ <u>構音障害又は音声障害</u> <u>歯、顎、口腔（舌、口唇、口蓋等）、咽頭、喉頭、気管等の発声器官の形態異常や運動機能障害により、発音に関わる機能に障害が生じた状態のものをいう。</u> ⑧ <u>失語症</u> <u>大脳の言語野の後天性脳損傷（脳血管障害、脳腫瘍、頭部外傷や脳炎など）により、一旦獲得された言語機能に障害が生じた状態のものをいう。</u></p>	1	両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの	2	両耳の聴覚レベルが 90 デシベル以上のもの	3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの	4	そしゃく機能を失ったもの	5	音声又は言語機能を失ったもの	6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	7	1 上肢の機能に著しい障害を有するもの又は 1 上肢のすべての指を欠くもの若しくは 1 上肢のすべての指の機能を全廃したもの	8	1 下肢の機能を全廃したもの又は 1 下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの	9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	11	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	<p>特別障害者手当 障害程度認定基準</p> <p>第三 特別障害者手当の個別基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 令第1条第2項第2号に該当する障害 令第1条第2項第2号に該当する障害の程度とは、次のいずれかに該当するものとする。 (1) 令別表第2第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの</p> <table border="1" data-bbox="823 757 1485 1469"> <tr><td>1</td><td>両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの</td></tr> <tr><td>2</td><td>両耳の聴覚レベルが 90 デシベル以上のもの</td></tr> <tr><td>3</td><td>平衡機能に極めて著しい障害を有するもの</td></tr> <tr><td>4</td><td>そしゃく機能を失ったもの</td></tr> <tr><td>5</td><td>音声又は言語機能を失ったもの</td></tr> <tr><td>6</td><td>両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</td></tr> <tr><td>7</td><td>1 上肢の機能に著しい障害を有するもの又は 1 上肢のすべての指を欠くもの若しくは 1 上肢のすべての指の機能を全廃したもの</td></tr> <tr><td>8</td><td>1 下肢の機能を全廃したもの又は 1 下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの</td></tr> <tr><td>9</td><td>体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</td></tr> <tr><td>10</td><td>前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</td></tr> <tr><td>11</td><td>精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</td></tr> </table> <p>前記の各号に該当する障害は、次によるものとする。 ア～エ (略) オ 第5号について (ア) <u>音声又は言語機能の障害には、喉頭の先天性異常、喉頭の外傷又は発生に関係のある筋・発生に関係のある神経の障害のみならず、失語症によるものも含むものとするが、耳性のものは含まないものとする。</u></p>	1	両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの	2	両耳の聴覚レベルが 90 デシベル以上のもの	3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの	4	そしゃく機能を失ったもの	5	音声又は言語機能を失ったもの	6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	7	1 上肢の機能に著しい障害を有するもの又は 1 上肢のすべての指を欠くもの若しくは 1 上肢のすべての指の機能を全廃したもの	8	1 下肢の機能を全廃したもの又は 1 下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの	9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	11	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
1	両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの																																												
2	両耳の聴覚レベルが 90 デシベル以上のもの																																												
3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの																																												
4	そしゃく機能を失ったもの																																												
5	音声又は言語機能を失ったもの																																												
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの																																												
7	1 上肢の機能に著しい障害を有するもの又は 1 上肢のすべての指を欠くもの若しくは 1 上肢のすべての指の機能を全廃したもの																																												
8	1 下肢の機能を全廃したもの又は 1 下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの																																												
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの																																												
10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの																																												
11	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの																																												
1	両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの																																												
2	両耳の聴覚レベルが 90 デシベル以上のもの																																												
3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの																																												
4	そしゃく機能を失ったもの																																												
5	音声又は言語機能を失ったもの																																												
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの																																												
7	1 上肢の機能に著しい障害を有するもの又は 1 上肢のすべての指を欠くもの若しくは 1 上肢のすべての指の機能を全廃したもの																																												
8	1 下肢の機能を全廃したもの又は 1 下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの																																												
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの																																												
10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの																																												
11	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの																																												

改正後	現 行
<p>㉞ <u>聴覚障害による障害</u> <u>先天的な聴覚障害により音声言語の表出ができないものや、中途の聴覚障害によって発音に障害が生じた状態のものをいう。</u></p> <p>(イ) <u>「音声又は言語機能を失ったもの」とは、発音に関わる機能を喪失するか、話すことや聞いて理解することのどちらか又は両方がほとんどできないため、日常会話が誰とも成立しないものをいう。</u></p> <p>(ウ) <u>構音障害、音声障害又は聴覚障害による障害については、発音不能な語音を評価の参考とする。発音不能な語音は、次の4種について確認するほか、語音発語明瞭度検査等が行われた場合はその結果を確認する。</u></p> <p>㉟ <u>口唇音（ま行音、ば行音、ぱ行音等）</u> ㊱ <u>歯音、歯茎音（さ行、た行、ら行等）</u> ㊲ <u>歯茎硬口蓋音（しゃ、ちゃ、じゃ等）</u> ㊳ <u>軟口蓋音（か行音、が行音等）</u></p> <p>(エ) <u>失語症については、失語症の障害の程度を評価の参考とする。失語症の障害の程度は、音声言語の表出及び理解の程度について確認するほか、標準失語症検査等が行われた場合はその結果を確認する。</u></p> <p>(オ) <u>失語症が、音声言語の障害の程度と比較して、文字言語（読み書き）の障害の程度が重い場合には、その症状も勘案し、総合的に認定する。</u></p> <p>(カ) <u>喉頭全摘出手術を施した結果、発音に関わる機能を喪失したものについては、「音声又は言語機能を失ったもの」に該当するものと認定する。</u></p> <p>(キ) <u>歯のみの障害による場合は、補綴等の治療を行った結果により判定する。</u></p> <p>(ク) <u>音声又は言語機能の障害（特に構音障害）とそしやく・嚥下機能の障害とは併存することが多いが、この場合には、第4号及び第5号の障害を重複して有することがある、また、音声又は言語機能の障害（特に失語症）と肢体の障害又は精神の障害とは併存することが多いが、この場合についても、第5号と第6号から第9号まで、又は第11号の障害のうちいくつかを重複して有することがある。</u></p>	<p>(イ) <u>音声又は言語機能を失ったものとは、音声もしくは言語を喪失するか、又は音声若しくは言語機能障害のため意思を伝達するために身ぶりや書字等の補助動作を必要とする程度のものであるとする。</u></p>